

次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
12 事業報酬率 規則別表第3第2表の「事業報酬率」は、 <u>2.75%</u> とする。	12 事業報酬率 規則別表第3第2表の「事業報酬率」は、 <u>2.72%</u> とする。

○経済産業省告示第五号

ガス事業託送供給約款料金算定規則（平成二十九年経済産業省令第二十二号）別表第一第二表の規定に基づき、ガス事業託送供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値（令和六年経済産業省告示第二号）の全部を次のとおり改正し、公布の日から施行する。

令和八年一月三十日 経済産業大臣 赤澤 克正

ガス事業託送供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値

事業報酬率の算定に用いる値

①自己資本報酬率

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	平成29～令和5年度平均
全産業自己資本利益率	10.75	10.38	9.20	7.55	10.83	12.80	13.06	

○環境省告示第八号

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条の規定に基づき、大気の汚染に係る環境基準について（昭和四十八年五月環境庁告示第二十五号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年一月三十日

環境大臣 石原 宏高

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後					改正前				
別表					別表				
物質	二酸化いおう	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	物質	二酸化いおう	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント
環境上の条件	(略)	(略)	(略)	オゾンとして、8時間値が0.07ppm以下であり、かつ、日最高8時間値の1年平均値が <u>0.04ppm以下であること。</u>	環境上の条件	(略)	(略)	(略)	<u>1時間値が0.06ppm以下であること。</u>
測定方法	(略)	(略)	(略)	紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法	測定方法	(略)	(略)	(略)	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
備考 (略)					備考 (略)				

公社債利回り実績値	0.13	0.13	-0.01	0.05	0.07	0.44	1.02	
自己資本報酬率適用率 (β値：0.6)	6.50	6.28	5.52	4.55	6.53	7.86	8.24	6.50 (A)

(事業者の経営状況を反映するための年限 7年)

②他人資本報酬率

平均実績有利子負債利率(B)	0.98
平均実績有利子負債利率(B) (格付格差 (0.085%) 補正後)	1.07

(参考) 事業報酬率 ((A)×35%+(B)×65%)

ガスメーター取付数30万個以上の事業者	2.91
ガスメーター取付数30万個未満の事業者	2.97